

秩父市議会災害対応指針

1 背景

昨今、全国各地で大規模災害が多発している現状に加え令和2年には、世界保健機構（WHO）がパンデミックを宣言した新型コロナウイルス感染症の脅威が発生している現状に鑑み、大規模災害発生時における議会の災害対応指針を示すものである。

2 目的

大規模災害発生時において、議会として被災市民の救援と被害復旧等の非常事態に即応した役割を果たすため、秩父市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携するとともに、議会の危機管理体制を整えることを目的とする。

3 基本姿勢

- (1) 市本部が災害対応に全力で専念し、災害対応の諸活動が円滑かつ迅速に実施できるよう必要な協力及び支援を行う。
- (2) 国、県、政党、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組みを支える。
- (3) 上記の推進に当たっては、広域的な視点に立ち、関係自治体の議会と積極的に連携する。
- (4) 大規模災害発生時にあっては、議員、秩父市職員、庁舎自体が被災することも想定されることから、状況に応じた柔軟かつ的確な対応を行う。
- (5) パンデミックとなった感染症等の対応にあっては、国、県、市、関係機関の指示又は要請等に沿った行動を心掛け、情報収集に努める。

4 基本方針

- (1) 議長は、市本部が設置されたときは、直ちに秩父市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、副議長とともに議会の災害対応に関する事務を統括する。
- (2) 議長は、必要に応じて災害対策会議に部会を置くことができる。
- (3) 議長は、市本部と相互の情報共有及び情報交換を行い、市民の生命及び安全の確保を図るとともに、議員に対し、収集した災害情報を提供する。
- (4) 大規模災害発生時の初期においては、市本部ができる限り災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの市本部への要望は、緊急の場合を除き、災害対策会議を窓口として行う。

5 具体的な対応

本指針の考え方を基本とし、秩父市議会災害対策会議設置要綱に定めるとともに、具体的な対策及び行動については、秩父市議会災害等対策行動マニュアルを定め、運用することとする。

なお、本指針は緊急時・非常時の対応から平常時に移行するまでの間を想定したものであり、必要に応じ全員協議会を開催するとともに、特別委員会の設置及び調査活動等につなげるものである。

また、災害はいつ発生するか予測できないことから、多様な条件を想定した本指針に基づく訓練を毎年実施するものとする。